

【福島県磐梯町】

町独自の不妊・不育治療助成制度「磐梯町こうのとり支援事業」を拡充します
 ～助成期間の制限を撤廃し、自己負担をさらに軽減～

開始日：2023年4月1日

福島県磐梯町（町長：佐藤淳一、以下磐梯町）は、2023年4月1日から町独自の不妊・不育治療助成制度「磐梯町こうのとり支援事業」を拡充し、治療費の助成期間を撤廃します。これまで、治療を開始してから通算5年間の助成対象期間としていましたが、助成期間に制限をなくし、何回でも助成を受けられるようになります。助成金額は1回の治療に対し上限20万円で、保険適用がされない治療に対しても助成されます。

「磐梯町こうのとり支援事業」とは

自分たちの子や孫が暮らし続けたい町を目指す磐梯町は、「幼小中一貫教育」や「磐梯版ネウボラ」など、妊娠・子育てにおける先進的な取り組みを進めてきました（*）。不妊・不育治療が保険適用になる以前の、2018年より独自の助成制度「磐梯町こうのとり支援事業」設け、積極的に助成を行ってきました。不妊治療は、2022年4月1日から保険適用となりましたが、治療を開始する時点の女性の年齢によって保険適用の回数異なります。今回の制度改正により、保険適用から外れても妊娠を希望する方や不妊に対し悩んでいる方に寄り添い、さらなる経済的負担を減らしてまいります。



「磐梯町こうのとり支援事業」概要

	2018年～2023年3月	2023年4月～
助成金額	継続した1回の治療に対し、20万円まで	
助成期間	同一夫婦に対して5年度分まで	無期限
助成回数	助成期間の間は無制限	無制限
助成対象	不妊症の検査料及び治療費として自己負担した分	
対象者	次の要件をすべて満たす方男女。 ①医療機関において不妊症と診断され、医師の診断に基づいて施される治療を受けている方。 ②婚姻の届出をしており、申請日時点で夫婦のどちらか一方が1年以上磐梯町に住所を有している方。 ③申請者が所属する世帯で町税等の滞納がない方。	

備考：以下の場合、助成の対象額に含みません。

- ・「福島県不妊治療支援事業」による助成を受けられる治療については、県の事業を優先させ、自己負担額からその助成額を控除します。
- ・文書料、入院室料、室料差額、食事療養費等の直接治療に関係しない費用
- ・医療保険適応時の保険給付費 ・他の市町村等又は当該治療に係る助成を受けた費用

Press Release 2023年4月1日

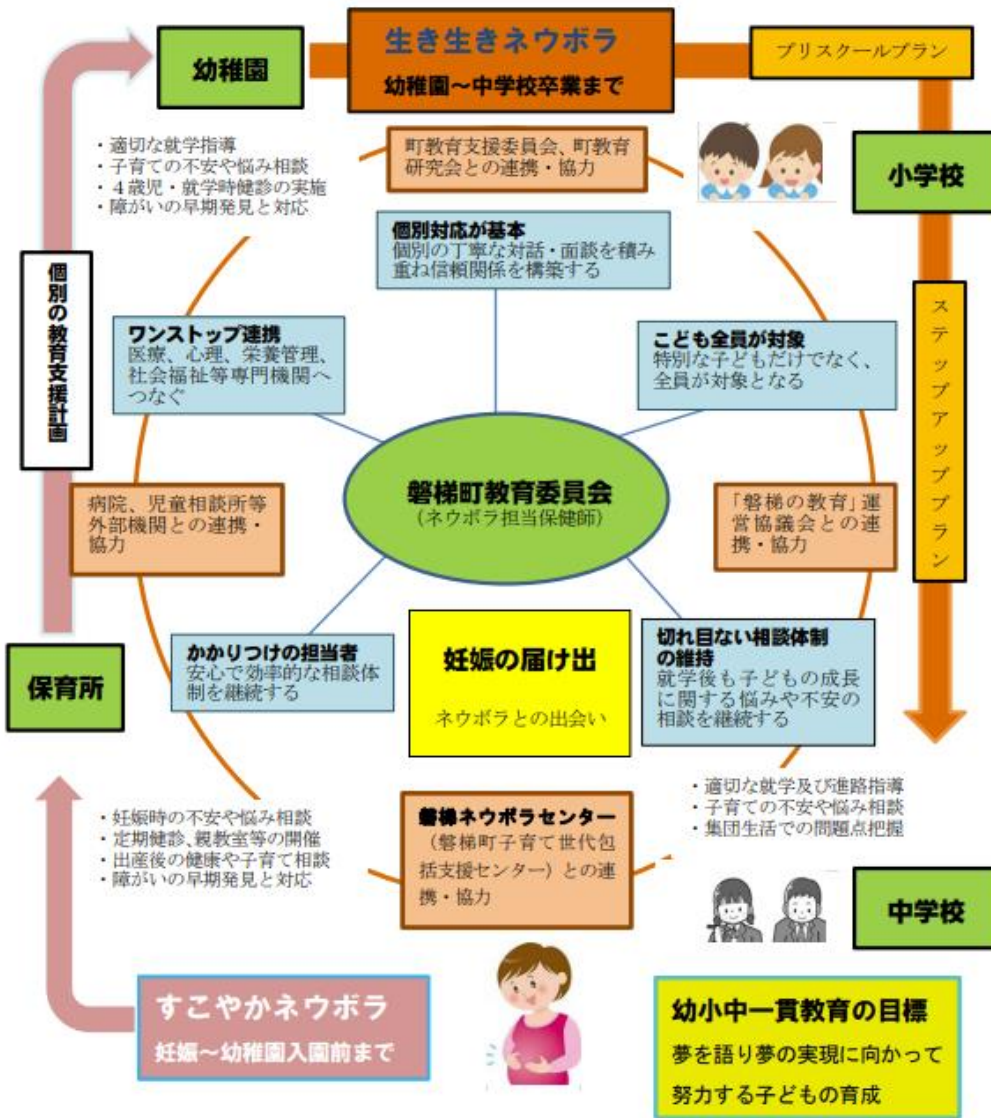
***参考 磐梯町の子育て支援について**

磐梯町では、妊娠から出産、就学から中学校卒業まで、途切れることなく町内すべての子どもたちを対象に、ニーズに合った教育的支援を継続することを理念に置いています。

フィンランドでは、子育ての悩みを持つ親や家族が気軽に相談できる場所（ネウボラ）があり、ここでの相談支援により、安心して子どもの成長に関わることができます。そんな子育て支援先進国のフィンランドの制度を参考にし、「磐梯版ネウボラ」構想を進めています。ネウボラ担当保健師を中心に、磐梯ネウボラセンター（子育て世代包括支援センター）と連携・協力してネウボラを機能させ、様々な地域の関係者と密に連携しながら子ども達一人一人がすこやかに成長できるよう支援しています。

磐梯町幼・小・中一貫教育とネウボラ構想

～妊娠・出産から中学校卒業まで、切れ目なく支援します～



本件に関する報道関係のお問い合わせ先

福島県磐梯町町民課

MAIL : bandai-seikatukankyoutown.bandai.fukushima.jp / TEL : 0242-74-1215